

答 申 第 2 2 号
平成 24 年 5 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 山 下 淳

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成 23 年 7 月 4 日付け諮問第 17 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の事業協同組合が兵庫県に提出した次の文書

- 1 中小企業等協同組合決算関係書類提出書（平成 23 年 5 月 17 日提出分）
- 2 中小企業等協同組合役員変更届出書（平成 23 年 5 月 9 日提出分）

答 申

第 1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定において兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が公開とした部分のうち一部は非公開とすべきであり、その詳細は、別表の「左についての審議会の判断」欄に記載したとおりである。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 23 年 6 月 2 日、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）があった。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

平成 23 年 6 月 9 日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書には異議申立人に関する情報が記載されているとして、条例第 14 条第 1 項に基づき、異議申立人に通知し、意見書提出の機会を与えた。

同月 13 日、異議申立人は、実施機関に対し、公開決定に反対する旨の意見書を提出した。

3 実施機関の決定

平成 23 年 6 月 16 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、本件公開請求を行った者（以下「本件公開請求者」という。）に公文書部分公開決定通知書を送付するとともに、異議申立人に対し、公開決定に係る通知書を送付した。

4 異議申立て

平成 23 年 6 月 28 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

5 異議申立ての対象

本件異議申立ての対象である公文書は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 号に定める事業協同組合である異議申立人が、同法第 105 条の 2 第 1 項及び第 35 条の 2 に基づき、実施機関に提出した次の文書である。

中小企業等協同組合決算関係書類提出書（平成 23 年 5 月 17 日提出分）
（以下「対象公文書 1」という。）

中小企業等協同組合役員変更届出書（平成 23 年 5 月 9 日提出分）（以下「対象公文書 2」という。）

対象公文書 1 及び 2 には、異議申立人の決算報告書、総会議事録等といった事業協同組合としての内部文書が含まれているが、その詳細は、別表の「対象公文書」欄のとおりである。

異議申立人は、別表の「実施機関が公開とした部分」欄の情報（以下「本件係争部分」という。）を非公開とするよう求めて、本件異議申立てを行ったものである。

6 本件処分の執行停止

平成 23 年 6 月 30 日、異議申立人は、実施機関に対して本件処分の執行の停止を申し立てた。

同日、実施機関は、行政不服審査法第 48 条で準用する同法第 34 条第 2 項の規定により、本件異議申立てに対する決定を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、本件公開請求者及び異議申立人に通知した。

7 諮問等

平成 23 年 7 月 4 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

なお、本件公開請求者は、行政不服審査法第 48 条で準用する同法第 24 条の規定による参加人として本件異議申立てに参加していない。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件係争部分を非公開とするよう求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭で述べた本件異議申立ての理由、並びに公開決定に対する意見書で述べた本件係争部分を含む対象公文書 1 及び 2 を公開すべきでないとする理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件公開請求について

異議申立人の組合財産に目を付けた者たちが、組合の経営を乗っ取るうとしている。本件公開請求は、そのことを目的としてなされている可能性が高い。これは権利の濫用である。

本件公開請求の対象となった情報が公開されれば、異議申立人の財産が侵害されるおそれがある。

(2) 法で提出が義務付けられていない書類等について

ア 対象公文書 1 のうち、法第 105 条の 2 で行政庁に提出が義務付けられているのは、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面のみである。その他のものは、参考事項又はメモとして提出したにすぎない。

イ 対象公文書 2 のうち、法第 35 条の 2 で行政庁に提出が義務付けられているのは、変更のあった役員の氏名・住所のみである。実施機関が公開するとした変更のない役員の氏名・住所はメモ又は参考事項として提出したにすぎない。

ウ よって、以上の書類等は公文書には該当しない。また、これらが公開されるとなると、今後、提出することができなくなる。

(3) 対象公文書 1 及び 2 が公開された場合の危険性等について

仮に対象公文書全部の非公開が認められない場合でも、最低、次の部分については、非公開とされるべきである。

ア 対象公文書 1 のうち、「平成 22 年度事業報告」の全部、「決算報告書」の全部、「平成 22 年度剰余金処分案」の全部及び「平成 23 年度予算(案)」の金額は、公開されれば異議申立人の財産状態、具体的な事業内容、今後の経営戦略が明らかになるので、異議申立人の信用、財産や競争上の地位が侵害される危険がある。

イ 対象公文書 1 のうち、「平成 23 年度通常総会議事録」に記載された出席者、出席組合員及び議事録作成者の氏名、並びに役員名簿に記載された副理事・理事・監事の氏名が、上記(1)で述べた異議申立人を乗っ取ろうとする者たちに明らかになれば、当該個人の生命・身体・財産の安全が侵害される危険がある。

ウ 対象公文書 2 に記載された個人名のうち、代表理事及び旧役員を除く者の氏名は、上記イと同様の危険がある。

エ 対象公文書 2 に記載された個人名のうち、旧役員の氏名については、公開されれば、異議申立人の役員を解任されたことが明らかになることから、通常他人に知られたくない情報に該当する。

第 4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた公開理由等は、次のとおり要約される。

1 事業協同組合について

事業協同組合は、中小企業者がお互いに協力し、助け合い精神(相互扶

助の精神)に基づいて、共同生産・加工、共同購買、共同販売等のいわゆる共同経済事業や組合員のための福利厚生事業などの共同事業を行い、経営の近代化・合理化、経済的地位の向上等を図るための組織である。

事業協同組合は、法人税率が公益法人並みに軽減されるなどの税制上の優遇措置とともに、業界団体としての側面から行政の各種補助金の交付、公的施設の運営委託や公共工事などの受け皿となることも多く、民間法人の中では、公益性の高い性格を有する法人である。

法は、事業協同組合の公益性に注目し、その設立に当たっては業を所管する行政庁の認可を必要とし、設立後においても定款変更認可や決算関係書類提出、役員変更届などの諸手続を通じて、行政の監督下においている。

2 対象公文書 1 及び 2 における本件係争部分の公開決定理由

(1) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び予算案

貸借対照表等には、異議申立人の詳細な事業や取引行為に関する具体的な情報は記録されていない。

また、事業協同組合は、上記 1 のとおり、民間法人の中では公益性の高い性格を有する法人であり、経営の透明性を確保する必要性が高いものと考えられ、その全般的な財務状況に関する情報は、県民の正当な関心の対象となるものである。

以上のことを総合して判断すると、当該文書の公開決定した部分の情報は、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められないため、公開とした。

(2) 総会議事録

公開決定した部分の内容は定型的で、事業協同組合の性格や公益性等から判断すると、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、公開とした。

(3) 役員名簿

誰が理事及び監事に就任しているかという情報は、当該組合が事業活動を行う中で、取引を行おうとする第三者がその信用を判断するための重要な要素となるべき情報である。

また、理事及び監事は、その権限や責任を考慮すると、株式会社の取締役及び監査役、一般社団法人及び一般財団法人の理事及び監事と同等の役職であるといえる。

それらのことから判断して、理事及び監事の氏名については、公にす

ることにより、異議申立人の公正な事業運営が損なわれると認められない等、非公開情報に該当しないため、公開とした。

3 公文書該当性について

異議申立人は、対象公文書 1 及び 2 に含まれる書類のうち、法第 105 条の 2 第 1 項及び法第 35 条の 2 で提出が義務付けられているもの以外については、参考又はメモとして提出したものであって、公文書には該当しないと主張する。

しかし、これらの書類は、法律上提出が義務付けられている書類に付随する不可分の書類として、実施機関職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものであることから、公文書に該当するものである。

第 5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 事業協同組合について

異議申立人は、法第 3 条第 1 号に定められた事業協同組合である。

事業協同組合は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき協同して、生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査等の共同事業、組合員の福利厚生に関する事業等を行うため、設立される法人である。このように、事業協同組合は、組合員である中小企業事業者の互助組織としての性格を有しており、組合員の事業競争上の地位の向上を目指す経済的団体であるといえることができる。

異議申立人は、特定の区域内においてと畜業を営む者を組合員とし、市から委託を受けて、と畜場の管理運営を行うとともに、と畜の副産物等の販売等の事業を行っている。

また、異議申立人が当該と畜場の増改築を行った際には、公費による補助金が交付されている。

2 公文書該当性について

異議申立人は、異議申立書において、公開決定された文書の一部は法による提出義務がなく、メモ又は参考資料として提出したものであるから公文書に該当せず、公開決定は取り消されるべきであると主張するので、以

下検討する。

(1) 公文書の定義

条例第1条第2項では、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされており、この規定により公開請求の対象となる範囲が明らかになっている。

(2) 本件対象公文書1及び2の公文書該当性

本件対象公文書1及び2は、実施機関の職員が異議申立人から職務上取得した文書であることが認められる。その中には、予算案や事業計画案等、法令等に明文をもって提出が義務付けられていないものも含まれているが、これらは、提出が法令等で義務付けられている決算関係書類等と併せて、組合の運営が適正に行われていることを確認する資料として利用されており、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものといえることができる。

よって、本件対象公文書1及び2は、その全てが上記(1)の公文書該当性の要件を満たしていることから、異議申立人の主張は採用できない。

3 条例第6条第2号の該当性について

異議申立人は、本件係争部分が公開されると異議申立人組合の財産、信用、競争上の地位が侵害されると主張し、本件係争部分の全部を非公開とするよう求めているので、以下検討する。

(1) 条例第6条第2号について

条例第6条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、非公開とすることを定めている。

このうち、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営が損なわれると認められるものが該当する。

(2) 本件係争部分の条例第6条第2号の該当性について

ア 非公開情報を含む文書の分類

本件対象公文書1及び2に含まれる文書のうち、かがみ文、総会議案書表紙及び決算報告書表紙は、いずれも定型的な内容であり、これ

らの文書における本件係争部分は、原決定どおり、公開すべきである。
これらを除いて、本件対象公文書 1 及び 2 に含まれる文書は、次のように整理できる。

事業報告及び事業計画案

決算報告書（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び予算案

役員名簿

総会議事録

通常総会次第

イ 上記アの ないし について

事業協同組合は、上記 1 で述べたとおりの法人であり、組合の経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報である上記 ないし に記載された本件係争情報は、公にすることにより、当該事業協同組合の公正な事業運営が損なわれると認められるものであって、これらは、以下の(ア)ないし(I)で述べる部分を除いて、条例第 6 条第 2 号に該当するので、公開すべきでないと考えられる。

(ア) と畜場の管理運営に係る情報

上記 1 で述べたとおり、異議申立人は、市から委託を受けて、と畜場という公的施設の管理運営を行っている。当該と畜場に係る情報は、行政の透明化を実現するためには公開すべきものである。

本件係争部分を詳細にみると、上記 の事業報告にはと畜の実績が記載されている。また、 の貸借対照表には有形固定資産の項があり、同じく の予算案には減価償却額が記載されている。これらはと畜場の管理運営に係る情報であって、非公開情報に該当しない。

なお、と畜場の管理運営に関係する資産や負債の内容（貸借対照表）、と畜に係る収入・支出額（損益計算書）等も公開すべきであるが、本件対象公文書、特に決算関係書類では、と畜場の管理運営に係る情報と組合としての自主事業に係る情報が区分されておらず、上に述べたごく一部の情報を除いては、非公開とせざるを得ない。

(イ) 別途公表されている情報

の貸借対照表には「資本金」の額が記載されている。また、及び には異議申立人代表者の氏名や住所が記載されている。これらは事業協同組合の登記事項であり、誰でも知り得る情報なので、条例第 6 条第 1 号（個人に関する情報）や第 2 号の非公開情報には

該当しない。

(ウ) 法で総会の議決事項等とされている議案名

に記載されている議案名は、法で総会の議決事項等とされているものなので、総会で議案としたことを秘匿する理由はなく、非公開情報に該当しない。

(I) その他、公開しても支障のない情報

のうち、上記(ア)で述べたと畜の実績以外の部分は、あいさつや会議等の日程などである。また、 には、定足数充足の確認等総会の議事進行が手続上適正であることや、実施機関への書類提出、総会での役員選任など、法を遵守していることを示す記述が含まれている。さらに、 には、既に終了した総会の開催された日時及び場所が記載されており、 の役員変更年月日はこれと同じ日付けである。以上の情報は、公にしても異議申立人の公正な事業運営に影響が及ぶとは考えられないので、条例第6条第2号には該当せず、その他の非公開事由にも該当しない。

ウ 上記アの について

に記載された情報のうち、総会の議案名は、 に記載されたものと同じであり、上記イ(ウ)で述べたとおりであって、非公開情報に該当しない。

その余の情報は、総会の次第として定型的なものであり、非公開情報に該当しない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表)

対象公文書 (注)	実施機関が公開とした部分 (本件係争部分)	左についての審議会の判断	
対 象 公 文 書 1	かがみ文	代表理事の印影を除く部分	原決定のとおり
	「平成 23 年通常総会議案」表紙	全部	原決定のとおり
	「平成 23 年度通常総会次第」()	全部	原決定のとおり
	「平成 22 年度事業報告」()	全部	原決定のとおり
	「決算報告書(第 52 期)」表紙	全部	原決定のとおり
	「貸借対照表」()	取引先等名称を除く部分	以下は公開すべきであるが、その他は非公開。 ・「有形固定資産」の額及びその内訳の項目名・額 ・「資本金」の額
	「損益計算書」()	「販売費及び一般管理費」の内訳(金額)を除く部分	全て非公開とすべき。
	平成 22 年度剰余金処分案()	監事の印影を除く部分	全て非公開とすべき。
	「平成 23 年度予算(案)」()	「販売費及び一般管理費」の小計の内訳(金額)を除く部分	以下は公開すべきであるが、その他は非公開。 ・「減価償却」の額・説明
	平成 23 年度事業計画(案)()	全部	原決定のとおり
「平成 23 年通常総会議事録」()	以下を除く部分 ・組合役員以外の個人の氏名 ・個人の印影	以下の部分は非公開とすべき。 ・「5 定足数」の人数及び役職・氏名(ただし、代表理	

		・金額及び出資金口数	事は除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・「6 組合員以外の出席者」の内容 ・「7 議事」の内容(ただし、議案名は除く。) ・「8 その他の事項」の内容(ただし、「理事長より、平成23年4月30日の臨時総会で選任された新役員の名簿を兵庫県商工労政課へ提出したこと」「という報告をした。」の部分は除く。) ・議事録作成者の氏名 ・議事録内容を確認した出席組合員の氏名(ただし、代表理事は除く。)
	役員名簿()	・ 標題、項目名 ・ 役員の氏名・役職名 ・ 代表理事の住所	代表理事以外の役員の氏名については、非公開とすべき。
対象 公文書 2	かがみ文	代表理事の印影を除く部分	原決定のとおり
	新旧役員名簿()	・ 標題、項目名 ・ 役員(新旧)の氏名・役職名 ・ 代表理事の住所 ・ 変更年月日	代表理事以外の役員(新旧)の氏名については、非公開とすべき。
	「臨時総会議事録」()	以下を除く部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合役員以外の個人の氏名 ・ 個人の印影 	以下の部分は非公開とすべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・「5 定足数」の人数及び氏名(ただし、代表理事は除く。) ・「6 組合員以外の出席者」の内容 ・「7 議事」の内容(ただし、「理事・監事の選任及び解任

			の決議をした。」は除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・議事録作成者の氏名 ・議事録内容を確認した出席組合員の氏名(ただし、代表理事は除く。)
--	--	--	---

(注) 対象公文書欄の()ないし()は、第5の3(2)アに掲げた区分を示す。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 23 年 7 月 4 日	・ 諮問書の受領
平成 23 年 7 月 20 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 23 年 8 月 2 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 23 年 12 月 27 日 第 2 部会(第 12 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 24 年 1 月 31 日 第 2 部会(第 13 回)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成 24 年 3 月 12 日 第 2 部会(第 14 回)	・ 審議
平成 24 年 5 月 11 日 第 2 部会(第 15 回)	・ 審議
平成 24 年 5 月 17 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 清 水 信 一

委 員 高 田 起 一 郎

委 員 前 田 雅 子

委 員 正 木 靖 子